

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年11月28日
【会社名】	株式会社クラレ
【英訳名】	KURARAY CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 伊藤 正明
【本店の所在の場所】	岡山県倉敷市酒津1621番地
【電話番号】	086(422)0580 (上記は登記上の本店所在地であり、実際の本社業務は下記 において行っています。) 東京都千代田区大手町 1 丁目 1 番 3 号 03(6701)1127
【事務連絡者氏名】	経理・財務本部 財務部長 國谷 正弘
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町 1 丁目 1 番 3 号
【電話番号】	03(6701)1070
【事務連絡者氏名】	経営企画室 I R ・広報部長 植垣 文雄
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行登録書の提出日】	2018年 4 月27日
【発行登録書の効力発生日】	2018年 5 月 9 日
【発行登録書の有効期限】	2020年 5 月 8 日
【発行登録番号】	30 - 関東 1
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 100,000 百万円
【発行可能額】	100,000 百万円 (100,000 百万円) (注) 発行可能額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額 (下段 () 書きは発行価額の総額の合計額) に基づき算出し た。
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間 は、2019年11月28日(提出日)である。

【提出理由】

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書並びに金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づく臨時報告書を2019年11月28日に関東財務局長に提出した。この臨時報告書の提出により、当該書類を2018年4月27日に提出した発行登録書の参照書類とする。

【縦覧に供する場所】

当社東京本社

(東京都千代田区大手町1丁目1番3号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 当社東京本社は法定の縦覧場所ではないが、投資家の便宜のため縦覧に供している。

(注2) 2019年5月16日に当社大阪本社の大阪事業所への名称変更を行った。これに伴い、当社大阪本社を縦覧場所より削除している。

【訂正内容】

表紙提出理由に記載の通りである。